

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、マンション管理業務を委託されている管理組合との各種調整、折衝及び管理員の労務管理などのフロント業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、新たにCの担当となったことから、仕事量が急に増加し、さらに、他の担当マンションにおいても様々な問題が発生し、深夜に及ぶ時間外労働や休日労働が増加して、平成〇年〇月〇日頃から、めまいが出現して血圧が上昇し、動悸が悪化したことから、同年〇月〇日、Dクリニックに受診したところ、「うつ病」と診断されたとしている。

請求人は、上記精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、当審査会は、請求人の平成〇年〇月〇日頃から、めまい、動悸等の症状が持続していた旨の申述、医証等に鑑み、平成〇年〇月下旬頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 3 2 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、長時間労働等の過重な業務に従事したにもかかわらず、業務による心理的負荷の総合評価を「中」と評価したのは誤りである旨主張しているので、これについて検討する。

ア 請求人は、公開審理において、長時間労働による過重労働について、発病6か月前からひどくなった旨を述べる一方、それを裏付ける直接的な証拠はないとして、当審査会において、状況証拠の積み重ねにより判断するよう求めている。

当審査会としては、請求人が長時間労働に従事したことを客観的に裏付ける証拠がない以上、長時間労働に従事したことを認定することはできないと

ころ、審査官が請求人の手帳のメモをも考慮して算定した労働時間集計表によると、発病前6か月間における時間外労働時間は、約8時間ないし約70時間となっていることが認められる。当審査会においては、同集計表について精査したが、その算定方法は妥当であり、請求人には精神障害を発病する程度の恒常的長時間労働に従事したとは認められないものと判断する。

イ 次に、発病前6か月間における業務による心理的負荷に関わる出来事をみると、平成〇年〇月からCを新たに担当することになったことが挙げられる。

会社関係者の申述によると、当該マンションには60歳以上の高齢者が多数入居しており、管理人も24時間常駐している。基本的な業務内容は一般マンションと同じであるものの、カラオケルーム等の遊戯施設やレストランや大浴場があることから、その管理や利用料の請求事務などがあり、さらに、請求人の場合、同年〇月から入居開始であったので、入所希望者への現地での説明・入居に関する書類の作成・管理員などの研修等の準備作業があった旨述べている。

この出来事は、請求人に新たな業務が加わったと認められることから、認定基準の別表1の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当すると認められるが、その心理的負荷の総合評価については、当審査会としても、上述のように恒常的長時間労働も認められないこと、仕事量が著しく増加したとも認められないこと、新たに加わったシニアマンション業務の仕事内容や仕事量の変化が容易に対応できるものであるといえることなどに鑑みると、決定書理由第2の2の（2）のウに説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「中」とすることが相当であると判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。したがって、業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。